

大和大学 履修規程

2025 年 4 月 1 日改定

（目的）

第 1 条 この規程は、大和大学学則（以下「学則」という。）に規定するもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程編成）

第 2 条 本学の教育課程は、共通基礎科目、専門教育科目、自由選択科目に区分する。各授業科目は、「必修科目」「選択科目」に分け、これを各年次に配当して編成する。また、各学部 of 教育課程は別表に定める。

（単位計算方法）

第 3 条 学則第 27 条に基づき、単位計算方法については、講義は 15 時間、演習は 30 時間、実験、実習、体育実技等は 45 時間をもって 1 単位とする。

2 教育上必要があるときは、講義は 30 時間、演習は 15 時間、実験、実習、体育実技等は 30 時間をもって 1 単位とすることができる。

（単位修得）

第 4 条 授業科目の単位を修得するためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 受講しようとする科目について所定の期日までに履修登録を完了すること。
- (2) 履修登録した科目の授業に出席すること。
- (3) 履修登録した科目の試験を受けて合格すること。

（履修登録）

第 5 条 学生は、授業科目一覧に掲げる授業科目を履修しようとする場合は、所定の期日までに、学務システムを通じて履修登録をしなければならない。

- 2 履修することのできる科目は所属する学科や専攻に定められた教育課程に記載された授業科目及び本規程第 21 条で定められた自由選択科目のみとする。
- 3 教育課程において所属する学年より上の学年に配当されている科目は履修することができない。
- 4 同一の曜日時限に行われる複数の授業科目は、重複して履修登録することができない。
- 5 同一の授業科目は、同時履修することはできない。

- 6 1年間に履修できる単位数の上限を次のとおり定める。単位数の上限を超えて履修を希望する場合は、担当教員に相談のうえ、学部長の許可を得なければならない。

〔1年間に履修できる単位数の上限〕

学部・学科・専攻			単位数の上限
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	43
		国語教育専攻	43
		数学教育専攻	43
		英語教育専攻	43
保健医療学部	看護学科		63
	総合リハビリテーション学科	理学療法学専攻	50
		作業療法学専攻	50
		言語聴覚学専攻	50
政治経済学部	政治・政策学科		43
	経済経営学科		43
	グローバルビジネス学科		45
理工学部	理工学科	数理科学専攻	45
		情報科学専攻	45
		電気電子工学専攻	45
		機械工学専攻	45
		建築学専攻	45
社会学部	社会学科		45
情報学部	情報学科		45

- 7 学生は、履修登録期間後に履修科目の変更または取消をしようとする場合は、履修登録変更期間内に登録変更をしなければならない。履修登録変更期間後の変更・取消は原則として受け付けない。
- 8 選択科目において、履修登録者数が著しく少ない場合には、授業科目を開講しないことがある。
- 9 授業の形態や教室の設備等により、授業科目の履修者数の制限を設けることがある。履修者が制限人数を超える場合は抽選により登録する。
- 10 授業科目の目的や内容により、履修前提資格を設けて履修者を制限することがある。

(授業出席および欠席の取扱)

第6条 学生は前条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

また、当該履修科目における出席回数が各学期の授業回数の3分の2に達しなかった場合は、原則として単位履修ができない。

2 遅刻又は早退は、3回で1回の欠席とする。

3 次の各号に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、出席として取り扱う。

(1) 忌引きとして別に定める日数

(2) 学校保健安全法第19条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

(3) 法令の定めによる実習を学外で行う場合

(4) 大学が認める行事に参加した場合

(5) 特別な事情により大学が出席不能と判断した場合

4 開講責任部署の長は、第6条第1項に定める「3分の2」以外の出席要件を設定することができる。ただし、その要件は第6条第1項の基準を下回らないものとし、当該要件については、該当する学部・学科・専攻の教育課程に別途明記するものとする。

(履修の取消)

第7条 他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

(定期試験等)

第8条 学修の評価は、定期試験により行う。ただし、授業科目により、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 定期試験等に必要な事項は別に定める。

(受験資格)

第9条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

2 定期試験に代えて、論文、報告書(レポート)の提出を課す場合、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わる論文、報告書(レポート)を提出することができない。

3 実験、実技、実習その他特に出席を重視する授業科目においては、出席時間数の授業時間数に対する割合が、前2項の規定より引き上げられることがある。

(単位の認定)

第10条 学則第28条に基づき、単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等、担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行った最終評価による。

(成績評価基準の明示)

第11条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績評価)

第12条 成績評価は定期試験の他に論文、報告書（レポート）の提出、平素の修業状況等を加味することができる。

2 成績評価については、学則第29条に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

秀 (AA) 100点満点法による 100点から90点まで

優 (A) 100点満点法による 89点から80点まで

良 (B) 100点満点法による 79点から70点まで

可 (C) 100点満点法による 69点から60点まで

不可 (F) 100点満点法による 59点以下

3 秀、優、良及び可は、合格。不可は、不合格とする。

(総合成績評価)

第13条 前条の成績評価に対して、次に掲げるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、履修科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算出し、学業成績を総合的に判断する指標として利用する。

評価	GP
秀 (AA)	4 点
優 (A)	3 点
良 (B)	2 点
可 (C)	1 点
不可・無資格 (F)	0 点

2 GPA は以下の計算式に従って計算する。

「秀」の単位数×4 + 「優」の単位数×3 + 「良」の単位数×2 + 「可」の単位数×1 /
総履修単位数

※数値は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で算出する。

3 他の大学、短期大学等、その他文部科学省で定める学修によって認定された単位は
GPA の計算において対象外とする。

(成績評価への疑義申し立て)

第14条 成績評価に関して疑義等がある場合には、成績開示の翌日から1週間以内に、
科目担当教員に口頭で疑義の申し立ての上、確認を行うこと。

2 確認をしてもなお疑義等があり、成績確認を希望する場合には「成績確認願」に確認
したい内容を詳細に記入し、学部長に提出すること。

(不正行為)

第15条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた
場合は、当該学生がその期（その期とは、前期、後期、前期集中、後期集中をさ
す。）に履修登録した全科目を「不可」とする。その場合の再試験は認めない。

(追試験)

第16条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができ
なかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、別に定める「追試験申請書」に疾病の場合
は、医師の診断書、その他の場合は、証明書または理由書を添え、所定の期日まで
に学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

第17条 定期試験で成績が合格点に達しなかった場合に行う再試験は、原則として
行わない。ただし、必要に応じて科目担当教員等の判断によりこれを行うことがで
きる。

2 再試験を許可された者は、「再試験願」に再試験料を添えて事務局へ提出しなけ
ればならない。

3 再試験で合格した場合の成績は、「可」とする。

(再履修)

第18条 不合格または無効とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」
という。）しなければならない。

2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再履修できない。

(進級・留年)

第19条 各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある。

(卒業要件)

第20条 卒業に必要な単位数は、各学部学科専攻について、別表の備考に定める要件を満たし、合計124単位以上履修すること。ただし、理工学部は、合計128単位以上とする

(他学部履修 自由選択科目の履修)

第21条 本学の学生は、他学部の開講科目の内、各学部が自由選択科目として他学部の学生に履修を認めた科目のみ、履修することができる。ただし、自由選択科目の修得単位は、学生が卒業に必要な単位数としては認めないこととする。

(既修得単位の認定)

- 第22条 入学前に大学、短期大学等、その他文部科学省で定める学修で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。また入学後に他大学、短期大学等、その他文部科学省で定める学修で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。
- 2 前項の単位の認定にあたっては、編入学、転入学等の場合を除き、入学前に修得した単位及び入学後に修得した単位を合わせて60単位を超えない範囲で認定するものとする。
- 3 認定を受けようとするものは、「既修得単位認定申請書」に「成績証明書」を添付し、審査を受けなければならない。
- 4 認定された単位の成績表示は、「認定」とする。

(資格取得のために必要な要件)

- 第23条 各学部における国家試験受験資格取得、教育職員免許状・各種免許資格の取得には、別表に定める必要単位を修得しなければならない。
- 2 各学部において受験資格取得可能または取得可能な免許資格は以下の通りとし、必要事項は別に定める。

(1) 教育学部 教育学科 小学校教諭一種免許状
幼稚園教諭一種免許状
中学校教諭一種免許状（国語・数学・英語）
高等学校教諭一種免許状（国語・数学・英語）
特別支援学校教諭一種免許状

(2) 保健医療学部 看護学科 看護師国家試験受験資格
保健師国家試験受験資格
助産師国家試験受験資格

(3) 保健医療学部 総合リハビリテーション学科

1 理学療法学専攻 理学療法士国家試験受験資格

2 作業療法学専攻 作業療法士国家試験受験資格

3 言語聴覚学専攻 言語聴覚士国家試験受験資格

(4) 理工学部 理工学科

理工学部では、所定単位取得の上、卒業要件を満たすことにより、以下の免許資格または受験資格等の取得が可能である。

1 電気電子工学専攻 第一級陸上特殊無線技士（※免許資格取得可能）
第一級海上特殊無線技士（※免許資格取得可能）
第一級陸上無線技術士（※一部試験免除）
第一種電気主任技術者
（※一定の実務経験により、免許資格取得可能）
電気通信主任技術者（※一部試験免除）

2 建築学専攻 一級建築士
（※一定の実務経験により、受験資格取得可能）
二級建築士（※受験資格取得可能）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (5) 社会学部 社会学科 | 中学校教諭一種免許状（社会） |
| | 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） |
| | 高等学校教諭一種免許状（公民） |
| | 社会調査士 |
| | 司書教諭 |
| | 司書 |
| | 学芸員 |
| | 認定心理士 |

（規程の改廃）

第 2 4 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則（教職課程再認定に伴う第 1 7 条改定）

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2019 年 12 月 11 日から施行する。

附則（理工学部設置に伴い、資格取得のために必要な要件における一部資格の追加と削除の改訂）

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附則（社会学部設置に伴い、資格取得のために必要な要件における一部資格の追加と削除の改訂）

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2021 年 9 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、2022 年 9 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】（教育課程表）